

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和5年9月1日
担当課	街づくり課 区画整理担当室

契約業者名・住所	株式会社 山下設計 (東京都中央区日本橋小網町6番1号)
工事等の名称	松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業 立体換地建築物実施設計附帯業務委託
工事等の場所	新松戸駅東側地区土地区画整理事業地内
種別	建築：建築一般
工事等期間	令和5年9月2日から令和7年3月31日まで
契約金額	24,970,000円
工事等の概要	実施設計附帯業務
随意契約の理由	<p>本業務は、現在実施している「松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業 立体換地建築物実施設計業務委託」に附帯して、省エネルギーの検討等を行う設計業務を委託するものです。</p> <p>本業務の実施に当たっては、実施設計の内容を基にしながら、建築計画における交通計画協議の実施、駐車場整備地区指定に伴う手続き、竣工時の社会情勢を鑑みた省エネルギー対応に向けた検討等を行うものです。また、本業務の履行においては、令和10年度の土地区画整理事業完了へ向け、実施設計業務との連携が不可欠です。</p> <p>その点、株式会社山下設計は、基本設計業務及び実施設計業務の受注者であるため、前段となる設計業務を一連で実施し、熟知しており、同社が本業務の唯一の担い手であると思慮されるものです。</p> <p>以上のことから、当該事業の連続性、効率性等を考慮し、事業の附帯事項として対応することが最も有効であると判断したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同社と随意契約をするものです。</p>